## 千葉市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更について

資料3-4

- 農業経営基盤強化促進法の改正(令和5年4月1日施行)に伴い、県の基本方針に沿って、市の基本構想を変更することが必要。
- 国から示された見直しの期限である令和5年9月に向けて、法に基づく関係機関への意見照会など、必要な手続きを行う。

#### ○ 農業経営基盤強化促進法に基づく県基本方針 改正の概要

◆ 目的(法第1条)

(農業経営基盤強化促進法)

効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が 農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、

- ① 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに
- ② 農用地の利用集積や、経営管理の合理化などの

農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じること

により、農業の健全な発展に寄与することを目的としている

- ◆ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針(法第5条)
  - ・法の目的の達成に向けて県が定める総合的な計画
  - ・農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向、 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標、 農用地の利用集積に関する目標 などについて、
  - おむむね5年ごとに、その後の10年間につき定める
- ◆ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想(法第6条)
- ・法の目的の達成に向けて、市町村が定める基本的な構想
- ・<mark>県の基本方針に沿った方向</mark>で、地域の特性を踏まえ、 農業経営基盤の強化の促進に関する目標、効率的かつ安定的な 農業経営の指標、農用地の利用集積に関する目標 などについて 基本方針の期間(おおむね5年ごとに10年後を見通して)につき定める
- ◆ 認定農業者制度(法第12条)
  - ・市町村は、効率的かつ安定的な農業を目指す農業者が作成する 農業経営改善計画を、基本構想に照らして認定する
  - ・認定を受けた農業者は、資金の融資や税制措置、
  - 経営所得安定対策や農業者年金制度などの支援措置が受けられる

#### 国・県作成資料から抜粋

#### 法改正等に伴い 基本方針の改正が必要

〔主な改正理由〕

- 基盤強化法の改正
- 策定後5年以上が経過
- 昨年度末に県振興計画を策定

#### 《 R4.5月 基盤強化法の改正の概要 》

- ・地域計画の策定(人・農地プランの法定化)
- ・基本方針 及び 基本構想の規定事項の拡充 (担い手の確保・育成を図る体制の整備等)

〔国から示された基本方針等の改正の期限〕

- ・県基本方針は令和5年6月末まで
- ・市町村基本構想は令和5年9月末まで

基本方針と基本構想の関係イメージ

基本方針 — 参考 基本構想 (都道府県) ◆ 同意申請 (市町村)

### ◆(市)基本構想の策定の流れ

・原案の作成

6月

7月

8月

9月

(※千葉市農業基本計画との整合を意識)

- への意見照会 ・県への事前協議
- ・意見照会結果等を踏まえた 「案」の作成

・農業経営改善支援センター

・農政推進協議会での審議

・農業委員会、JAへの意見照会 (※施行規則第二条に基づく意見照会)

・県知事への同意協議書提出

- ・県知事から同意回答
- ・公告(9月末日)

#### (参考)農業経営基盤強化促進法(法)及び農業経営基盤強化促進法施行規則(規則)より抜粋

#### (農業経営基盤強化促進基本構想)

(法)第六条第4項 市町村は、基本構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、<u>農業者、農業に関する団体その他の関係者の</u> <u>意見</u>を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

#### (基本構想の作成について意見を聴くべき者)

(規則)第二条 市町村が法第六条第一項の規定により基本構想(同項の基本構想をいう。以下同じ。)を定めようとするときは、当該市町村の長は、 <u>農業委員会</u>及び当該市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする<u>農業協同組合</u>の意見を聴かなければならない。

#### (基本構想の協議手続)

(規則)第四条 市町村は、法第六条第五項の規定により基本構想につき協議をしようとするときは、当該基本構想に第二条の規定により聴いた意見を記載した書面を添えて、これを<mark>都道府県知事に提出</mark>しなければならない。

## 千葉市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更について

- 法改正の内容に則した記載事項とするとともに、変更後の県基本方針に沿った内容の変更を実施。
- 認定農業者、認定新規就農者の所得目標については県の方針に沿って変更。
- 農業経営の指標については市内経営体の経営状況等を考慮し、所得目標を達成し得る内容に変更。
- ◆基本構想の構成
- Ⅰ 千葉市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の趣旨 (記載事項)策定の目的と方法
- Ⅱ 基本構想の内容(法定記載事項)
- 第 | 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

変更のポイント® 県の基本方針の見直し内容と同様に認定農業者及び認定新規就農者の所得目標を変更する。

- ●効率的かつ安定的な経営体<u>(認定農業者)</u>の確保・育成 <所得目標>(現行) | 経営体当たり550万円程度 → (変更後)<u>主たる従事者 | 人</u>当たり<u>520</u>万円程度<sup>(※ | )</sup>
- ●新たに農業経営を営もうとする青年等<u>(認定新規就農者)</u> <所得目標>(現行) | 経営体当たり250万円程度 → (変更後)主たる従事者 | 人当たり270万円程度 (※2)

基本的な考え方(基本要綱 第1)

効率的かつ安定的な農業経営とは、<u>主たる従事者が他産業並みの年間労働時間で他産業従事者と遜色ない生涯所得を実現し得る年間所得</u>と することを基本とする。

(※1) 就労条件総合調査(厚生労働省)、賃金構造基本統計調査(厚生労働省)の結果を用いて算出

(※2)賃金構造基本統計調査(厚生労働省)の結果(他産業並みの新規学卒者の年間所得額)から算出

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

変更のポイント® 市内経営体の経営状況等を考慮し、第1に記載した所得目標<u>(520万円程度)</u>を達成し得る経営指標を作成

### P.12 水稲専作

- ●目標(主たる従事者|人当り) 労働時間 1,800時間 農業所得 526万円
- ●経営概要
- ・労働力 家族2人(基幹|人、補助|人)、雇用者
- ·水田l6ha、作業受託4ha

- ・側条施肥田植え
- ・土壌分析による効率的な施肥
- ・規模にあった機械・施設の導入
- ・スマート農業機械等の導入
- 第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする 青年等が目標とすべき農業経営の指標

変更のポイント☞ 市内経営体の経営状況等を考慮し、第1に記載した所得目標(270万円程度)を達成し得る経営指標を作成

#### P.27 施設野菜専作(トマト直売)

●目標(主たる従事者1人当り) 労働時間 2,000時間 農業所得 255万円

#### ●経営概要

- ・労働力 家族2名(基幹|名、補助|名)
- ・パイプハウス1,500㎡(借入地)
- ・養液栽培装置による適正な肥培管理
- ・炭酸ガス発生装置による生産量の増加
- ・SNS等を活用した販売促進
- ・新規就農者向け補助事業等の活用

# 千葉市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更について

- 法改正の内容に則した記載事項とするとともに、変更後の県基本方針に沿った内容の変更を実施。
- 農地集積の目標については、県のデータを参考に千葉市農業基本計画の成果指標に合わせて修正。

#### ◆基本構想の構成

第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項(法改正により追加)

記載のポイント☞ 農業を担う者の確保・育成に関する考え方と受入から定着までの支援策及び関係機関との連携体制を記載

記載 項目 農業を担う者の確保及び育成の考え方

3 市町村が主体的に行う就農等促進のための取組

- 2 市町村内の関係機関との役割分担・連携の考え方 4 就農等希望者の受入から定着に向けたサポートの考え方・取組
- 第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な 利用に関する事項

変更のポイント129 県のデータを参考に市の農用地面積を予想し、千葉市農業基本計画の成果指標に合わせて修正

●効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

現行		
予想農用地 面積(A)	利用集積の 目標面積(B)	目標シェア (B/A×100)
3, 790ha	I,554ha	41%



変更後		
予想農用地 面積(A)	利用集積の 目標面積(B)	目標シェア (B/A×100)
3, 300ha	927ha	28%

- (A) 予想農用地面積
- 3,540ha (R3末) ×0.945 (県全体の見込み減少率) ≒3,300ha
- (B)利用集積の目標面積 596.93ha (R3末) +30ha/年×II年=926.93ha (R14末)

基本的な考え方(基本要綱 第4)

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占めるべき割合や農用地の集約化の考え方を概ね10年後を見通して算出。

農業経営基盤強化促進事業に関する事項(一部、法改正により追加) 第6

変更のポイント☞ 「地域計画」(法定化された「人・農地プラン」)の策定に係る基本的事項を新たに記載

記載 項目

- 2 農用地利用改善事業に関すること
- 地域計画の策定に関すること (法改正により追加) 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんに関すること
  - その他農業経営基盤強化の促進に関し必要な事項